**平成２４年（フ）第４５８７号**
東京都大田区田園調布本町42―３―101
債務者　伊藤　久夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６００号**
東京都日野市万願寺３丁目６―12―301
債務者　齋藤すゑ子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６２７号**
東京都大田区蒲田５丁目４－１―204
債務者　井足智恵子（旧姓篠）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６３３号**
東京都練馬区田柄２丁目２－５　第二白菊荘
債務者　米谷　孝良
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６３６号**
神奈川県横須賀市本町１丁目19―３―803
債務者　石村　花穂
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６３８号**
埼玉県入間市豊岡２丁目６―19
債務者　西嶋　　寛
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６４５号**
神奈川県綾瀬市落合南４丁目27―１―1101
債務者　沖平　光子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６４９号**
東京都大田区南六郷１丁目２－３―202
債務者　田嶋　　弘
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６５３号**
東京都大田区西糀谷２丁目29―９―307
債務者　齊藤　三郎
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６５４号**
神奈川県座間市西栗原１丁目７―39
債務者　川口小百合
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６５８号**
東京都練馬区富士見台２丁目17―19―401
債務者　岡崎　忠彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６５９号**
東京都足立区青井２丁目15―８―401
債務者　戸田　里弥
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６６０号**
東京都北区王子５丁目２－２―744
債務者　宗形　叡享
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６６９号**
東京都板橋区双葉町12―14―201
債務者　矢島佑美こと　矢島　祐美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６７７号**
東京都大田区北馬込１丁目16―７―1102
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４６７８号**
神奈川県平塚市西八幡２丁目13―33
債務者　二挺木　豊
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部